

労働保険の成立手続は お済みですか

～労働者を一人でも雇用していれば労働保険に加入する必要があります～

労働保険とは

労災保険と雇用保険とを総称した言葉で、政府が管掌する強制保険制度です。

労働者を一人でも雇用していれば、加入手続を行わなければなりません（農林水産の一部の事業は除きます）。

労災保険とは

労働者の方が業務中や通勤途上に事故にあった場合に、必要な保険給付を行い、被災された方や遺族の方の生活を保護し、併せて社会復帰を促進する事業を行うための保険制度です。

雇用保険とは

労働者の方が失業した場合に、失業等給付を支給したり再就職を促進する事業を行うための保険制度です。

新たに労働者を雇い入れた場合は、保険料の納付とは別に、その都度、事業所を管轄する公共職業安定所（ハローワーク）に「雇用保険被保険者資格取得届」の提出が必要です。

加入手続は、労働基準監督署及び公共職業安定所（ハローワーク）で行っております。

まだ加入手続を行っていない事業主の方は、速やかに労働基準監督署又は公共職業安定所（ハローワーク）へご相談ください。

大 阪 労 働 局

労働保険適用・事務組合課（06-4790-6340・6350）

雇 用 保 険 課（06-4790-6320）

大阪労働局ホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/>

◎ 各種の届出等の事務処理については、労働保険事務組合や社会保険労務士に依頼することもできます。

